

一般財団法人埼玉伝統工芸協会理事の職務権限規程

〔平成23年10月27日〕
規程第 7 号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は法令、定款及びこの法人が定める規定等順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 評議員会を招集する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

第3章 補 則

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。

別 表

理事の職務権限

決裁事項	決 裁 権 者	
	代表理事	業務執行理事
事業計画及び予算案の作成に関する事		
事業報告及び決算案の作成に関する事		
人事及び給与制度の立案に関する事		
職員の任用に関する事		
国外出張に関する事		
国内出張に関する事		
一件50万円以上の契約に関する事		
一件50万円未満の契約に関する事		
一件50万円以上の支出に関する事		
一件50万円未満の支出に関する事		
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの		
比較的重要なもの		